

令和2年6月5日

各 位

神戸市中央卸売市場本場
神 港 魚 類 株 式 会 社
株式会社大水神戸支社
株 式 会 社 合 食
神戸水産物卸協同組合
神戸水産物小売協同組合

卸売場における関係者以外の立入禁止について（一部変更）

日頃、中央市場本場の運営にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、一部の場内関係者より水産物部の卸売場における関係者以外の立入に起因する問題点が指摘されています。

今般協議の結果、関係者以外立入禁止の看板を設置するとともに、秩序保持指導員を増員し、パトロールの強化を行い、水産物部の卸売場における関係者以外の立入は一切禁止することになりました。場合によっては開設者から、場内への入場制限の行政処分を科されることもあります。

また、鮮魚卸売場、鮪低温卸売場及び低温卸売場は0時から6時まで、塩干卸売場は0時から6時30分までの間については、着帽していない、もしくは制服（社名入りの作業服・Tシャツ等）を着用していない方は、関係者以外とみなすこととなります。但し、売買参加者、せりに直接参加しない卸売業者・仲卸業者の従業員等については、状況に応じて、各社・各団体が発行する名札（注）の着用で足りることといたします。買出人、見学者その他お客様の立入につきましては、着帽もしくは各団体が発行する名札（注）を着用して下さい。

（注）名札は10cm四方程度を標準とし各団体が発行したものに限り、お客様自身が作成したものは認めません。

なお、各事業者の代表者におかれましては従業員の方へ周知徹底をお願いいたします。今後も市場の秩序保持に関してご理解、ご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

※本年4月1日（水）からの実施内容から上記下線箇所を修正して、6月8日（月）から運用いたしますので、あらためて周知の程お願いいたします。